

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 7 月 13 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500197号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500021号

第1 結論

請求者のA市役所(現在は、B市役所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和46年3月31日から同年4月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

昭和46年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5号の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和46年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金保険の記録では、A市役所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和46年3月31日となっている。しかし、採用通知書では、任用期間が「昭和46年3月31日まで」となっているので、資格喪失日を昭和46年4月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B市役所から提出された臨時職員の採用に係る決裁書により、請求者が昭和46年3月31日までA市役所に継続して勤務していたことが確認できる。

そして、事業主は、請求期間の厚生年金保険料を控除していたと考えられる旨回答していることから、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和46年2月の厚生年金保険の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和46年3月31日から同年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているが、事業主が資格喪失年月日を同年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年3月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500023号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500022号

第1 結論

請求期間について、請求者の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年8月1日から同年12月1日まで

私は平成16年1月1日から平成18年12月31日まで株式会社AのB店に継続して勤務していたのに、請求期間が厚生年金保険の加入期間となっていないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間としてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された銀行の普通預金通帳の写しにより、定期的に株式会社Aから給与の振込みがあったことが認められることから、請求者が請求期間当時、同社が設置する店舗のうちいずれかの店舗に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、株式会社AのB店に勤務していた複数の同僚は、「請求者が一身上の都合から一旦B店を退職した後に再度同店で勤務した。」と陳述しており、請求者自身も、勤務期間は特定できないが、同社の他の店舗で短期間勤務したことがあると陳述していることから、請求者は、一旦同社を平成17年7月31日に退職した後、同社の他の店舗に勤務したものと考えられる。

また、請求期間に係る株式会社Aからの給与振込金額は、請求期間前後の振込金額と比較すると少額であることから、同社の他の店舗での労働時間が短時間になるなど請求者の勤務形態に変化があったことが推認できる。

さらに、請求者に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」によると、請求者は平成17年8月1日に被保険者資格を喪失し、健康保険被保険者証を返却した後、同年12月1日に被保険者資格を再取得しており、これは、オンライン記録と一致している上、雇用保険の被保険者記録とも一致している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。